

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（6月9日現在）

●報道によれば、アルゼンチン国内では24,761名（昨日から1,141名増。アルゼンチンの一日の新規感染者数としては過去最多）の累計感染者数、うち717名の累計死亡者数、7,568名の累計治癒数が報告されています。

●なお、当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）（DNU520／2020）は6月28日（日）まで継続中です。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されています。

●アルゼンチンの感染症危険レベルは、5月22日から、レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げられており、大使館では、アルゼンチンに滞在中の方を対象に所在調査を進めております。在留届、たびレジの登録情報の更新にご協力をお願いします。

https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

1 報道によれば、アルゼンチン国内では24,761名（昨日から1,141名増。アルゼンチンの一日の新規感染者数としては過去最多）の累計感染者数、うち717名の累計死亡者数、7,568名の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離関連（報道）

（1）新型コロナウイルス疑い症例の判断基準変更

8日、保健省は新型コロナウイルスの感染疑い症例の第一基準を変更しました。これまでは、37.5度の熱とその他の症状がその基準でしたが、今後は熱がなくとも疑い症例と見做される可能性があるように変更されています。

変更された感染疑い症例の第一基準は、

ア 37.5度以上の熱

イ 咳

ウ 咽頭痛

エ 呼吸困難

オ 嗅覚あるいは味覚異常のうち、2つ以上の症状があり、

(A) 直近14日以内に国外または国内の感染が流行している地域への旅行歴がある。

(B) 直近14日以内に国内の感染が流行している地域に居住していた。

(C) 閉鎖的施設（刑務所、高齢者施設、精神病院、児童養護施設など）で働くか居住していた。または長期間収容されていた。

(D) その他、生活に必須なサービスを提供する人。

(E) 人口密集地域に居住するか先住民の集落に居住する人。 のどれかに該当する場合です。

また、上記ア～オのうち、2つ以上の症状があり入院が必要とされる場合（第二基準）、感染者と濃厚接触し上記ア～オの症状の1つ以上がある場合（第三基準）、嗅覚あるいは味覚に急に

異常が発生し、明確な原因やその他の症状を伴っていない場合（第四基準。なお、この場合は72時間の隔離と発症3日後のPCR検査を実施）も疑い症例として含まれことになります。

（2）ブエノスアイレス市内でのジョギング等解禁後の変更

8日、ブエノスアイレス市内で20時～8時までのジョギング、ウォーキング、ローラースケート等の運動が解禁され、初日の8日には市内の公園に多くの人が集まり、必要とされる2メートルの距離が保てない状況となりました。

この状況を踏まえ、9日、ラレタ市長がデ・ペドロ内務大臣と対策を検討し、運動時のマスク着用や19時30分から22時までの公園周辺の車両通行止め、一部の大通りを運動場所に加える等の変更措置を発表しています。また、市は、運動している地域に人が多い場合には、他の場所に移る等、市民へ社会的距離の遵守を要請しています。

3 所在調査及び在留届情報の更新のお願い

大使館では、感染症危険レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）への引き上げも踏まえ、現在アルゼンチンに滞在しておられる方々を可能な限り正確に把握するため、在留届を提出されている方には、登録情報のご確認を、「たびれじ」登録をし、実際に滞在されていない方、または、既に在留届を提出されている方におかれましては、たびれじ情報の「削除」をお願いしております。

詳細は「【所在調査ご協力をお願い】アルゼンチンに在留届の提出、たびれじの登録をされている皆様へ!」をご参照ください。 https://www.ar.embjapan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

(以上)